

設計業務委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
1	著作権の譲渡等	3	6		1		成果物に事業者が本事業実施より前に所有している著作権を使用されている場合はこれについても無償譲渡の対象になるのでしょうか。	事業者が本事業実施より前に所有している著作権については、事業者に留保するものとします。所有している著作権の譲渡自体を求めているわけではなく、著作権を用いて作成した成果物に対して、著作権を主張して使用の制限や別途金額の請求等を行うことができないことを定めた条項をご理解ください。
2	著作権の譲渡等	3	6		4		秘密情報を含む成果物の公表を行う際には、貴企業団において公表の規程を定めこれに従って行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。